



平成 29 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社カネカ
代 表 者 代表取締役社長 角倉 護
(コード番号 4118 東証、名証各第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員 C S R 推進部長 丸藤 峰俊
(T E L 06-6226-5019)

酸化型コエンザイム Q10 に関する米国特許侵害訴訟の 連邦巡回控訴裁判所での当社勝訴判決について

当社は、2011（平成 23）年 3 月の訴訟提起以来、テキサス州南部地区連邦地方裁判所において Zhejiang Medicine Co. Ltd. 及び ZMC-USA, LLC.（以下、ZMC と略す）を相手方として、酸化型コエンザイム Q10（商品名：KanekaQ10™）に関する当社の米国特許第 7,910,340 号に対する特許侵害を争っております。

2015（平成 27）年 11 月に同連邦地方裁判所が、ZMC の特許侵害を立証するために必要な十分な証拠を当社が提示していないとして、ZMC の略式判決の申し立てを認めたことから、当社は、これを不服として、同年 12 月に連邦巡回控訴裁判所へ控訴しておりました。

それに対し、連邦巡回控訴裁判所は、2017（平成 29）年 1 月 23 日（現地時間）、事実審理（トライアル）で陪審員が判断するための証拠を当社は十分に提示していると裁定し、同連邦地方裁判所が ZMC の略式判決の申し立てを認めた事は誤りであるとして、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻すとの当社勝訴の判決を下しました。この判決を受け、テキサス州での訴訟は近くスケジューリング会議が開催される予定です。

また、今回の連邦巡回控訴裁判所の判決は、テキサス州の本件裁判所だけではなく、当社が Xiamen Kingdomway Group Company, Pacific Rainbow International Inc. 及び Shenzhou Biology and Technology Co., Ltd. を相手方として同じ特許侵害を争っておりますカリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所にも拘束力が及びます。カリフォルニア州での訴訟は陪審員によるトライアルが 3 月に予定されています。

なお、本訴訟はあくまで酸化型コエンザイム Q10 に関するものであり、現在当社が販売している還元型コエンザイム Q10（商品名：KanekaQH™）は関係ありません。

以上